

【限度額適用認定の手続のご案内】

★70 歳以上及び 65 歳以上で後期高齢者医療保険に加入の皆さま

事前に市区町村役場に申請し発行される、「限度額適用認定証」を掲示した場合は、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

※マイナ保険証を提示し「限度額情報の表示」に同意した場合は、限度額適用認定証の発行手続きは不要となります。

※令和 6 年 6 月 1 日から、食事代が変更となりました。

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	食事代/食
現役Ⅲ	252,600 円 ＋（医療費 － 842,000 円）×1% ※多数該当 140,100 円		490 円
現役Ⅱ	167,400 円 ＋（医療費 － 558,000 円）×1% ※多数該当 93,000 円		490 円
現役Ⅰ	80,100 円 ＋（医療費 － 267,000 円）×1% ※多数該当 44,400 円		490 円
一般Ⅱ（2 割） 一般Ⅰ（1 割）	18,000 円 (年間の上限 144,000 円)	57,600 円 ※多数該当 44,400 円	490 円
区分Ⅱ ※住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円	(～90 日) 230 円
			(91 日～) 180 円
区分Ⅰ ※住民税非課税世帯	8,000 円	15,000 円	110 円

★現役区分・住民税非課税世帯の方は、『限度額適用認定証（負担減額認定証）』の交付申請をして下さい。

★一般区分Ⅰ・Ⅱの方は、医療機関窓口で限度額が適用されますので申請の必要はありません。

★多数該当のカウントは医療機関ごととなります。なお、複数の医療機関でそれぞれ、自己負担限度額を支払った場合は、申請により高額療養費が支給されます。

★区分Ⅱの方で、90 日超（長期該当）となる場合は、再度申請手続きが必要です。

※現役区分及び一般の方で、平成 27 年 4 月 1 日以前から継続して精神病床に入院している場合は、280 円/食 に当分の間は据え置かれます。

★ 申請に必要なもの ・ 健康保険証
・ ご本人及び世帯主の方のマイナンバー

★ 申請窓口 ・ 住所地の市区町村役場（ ）

ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

医療法人 格心会 晴明病院
TEL 092-871-5573